

# 《 事務所ニュース 2016年12月号 》

岩崎社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 岩崎健志

〒 277-0032 柏市名戸ヶ谷 1-7-8-101  
URL : <http://kashiwa-iwasaki-sr.com>

TEL / FAX 04-7103-8252  
E-mail : [info@kashiwa-iwasaki-sr.com](mailto:info@kashiwa-iwasaki-sr.com)

## 電通社員の過労自殺について

大手広告会社の電通の女性社員が平成27年4月に入社し、10月の本採用後に業務量が増大し、11月にうつ病を発症しSNSで「土日も出勤しなければならないことが決定し、本気で死んでしまいたい」、「休日返上で作った資料をボロクソに言われた。もう体も心もズタズタだ」と発信し12月25日に飛び降り自殺し、発症前の1カ月の時間外労働時間は約105時間(69.9時間に隠蔽)とされ平成28年9月に労災認定になりました。平成28年10月14日に三田労働基準監督署、東京労働局過重労働撲滅対策班(かとか)が電通本社に労基法違反で立ち入り調査をしました。電通は時間外労働時間の上限を月70時間とする36協定を締結していましたが平成26年、27年に上限を超える違法な長時間労働により是正勧告を受けており、25年前には、入社2年目の男性社員が過労自殺しその後労災認定になり、平成12年には、その男性社員の遺族からの損害賠償請求に対して最高裁が会社の過失責任を認定しています。さらに、3年前の男性社員の過労死に対して今年、労災認定になりました。今後、電通は時間外労働時間上限を月65時間に短縮し、午後10時に全館を消灯するとのこと

です。  
皆様の企業または関与先企業でも時間外労働時間を減らす取り組みを早急に行いましょう。

## 定年後の賃下げは適法、原告逆転敗訴

定年退職後に再雇用され、まったく同じ仕事を続けた場合に、定年前の賃金が維持されるべきかどうか争われた訴訟の控訴審判決で、東京高裁は2日、「賃下げは社会的に容認され、合理性がある」との判断を示した。その上で、賃下げを違法とした一審の東京地裁判決を取り消し、横浜市の運送会社に勤務する原告のトラック運転手3人の逆転敗訴を言い渡した。3人は上告する方針。一審判決は「特段の事情がない限り、

同じ仕事内容なのに賃金格差を設けるのは不合理」としたが、高裁の杉原則彦裁判長は「企業が定年後再雇用で仕事の内容を変えず、賃下げするのは公知の事実。人件費の無制限な増大を避け、労働者全体の安定雇用を実現する必要があることなどを考慮すると、一定の合理性がある」と指摘した。3人のケースについては「年収は定年前の2割程度の減少で、同規模企業の減額率をかなり下回っている」と述べ、有期契約の労働者と正社員の待遇に不合理な格差を設けることを禁じた労働契約法20条に違反しないと結論付けた。判決によると、3人は横浜市の「長沢運輸」に正社員として勤務していた。2014年に定年退職した後、嘱託社員として再雇用され、定年前と同様に大型タンク車を運転している。

## 年金受給資格短縮について

年金受給資格期間短縮の施行時期を平成29年8月とする改正法案が成立した。老齢基礎年金等の受給資格期間を25年から10年に短縮にする「年金機能強化法案」の施行期日を、これまで予定されていた「消費税10%引き上げ時」から平成29年8月1日に改める法案が、11月16日に開かれた参議院本会議で全会一致で可決・成立した。この改正により、受給資格期間短縮の取り扱いは平成29年9月分(初回の支払いは同年10月)の年金から適用されることとなり、新たに受給権を得る対象者は約64万人に上る見込みとなっている。

## 業務内容

労働・社会保険の書類作成及び提出代行  
給与計算サービス(月次・賞与・年末調整)

労使間トラブルの相談

就業規則等の人事制度構築

個別年金相談(老齢・障害・遺族)

各種助成金の紹介、書類作成、提出代行